

船橋市登園許可証明書

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いいたします。

船橋市では、健康保育研究協議会において園児の健康回復、感染拡大の防止の観点から協議し、一部見直しを行い改訂いたしました。

園名 あすなる保育園

園児氏名 _____

該当疾患に○	疾患名	登園停止期間の基準 *以下の基準に基づき、主治医が判断する
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが、かさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱 （アール熱・アデノウイルス感染症）	主な症状が消失した後2日経過するまで
	流行性角結膜炎（はやり目）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において、感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症 （O157など）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	溶連菌感染症	抗菌薬服薬後24～48時間経過し、発熱、発疹等の症状が回復するまで
	伝染性膿痂疹（とびひ）	皮疹（ひしん）が乾燥していること。医師の指示に従う

上記の疾患で 令和 年 月 日 から療養中のところ、現在症状が軽快し他児への感染のおそれはないと判断したので、令和 年 月 日より登園をしてよいことを証明します。

* 保育園生活での注意事項

(_____)

証明日：令和 年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____

印

※出席停止の日数の数え方について

日数の数え方はその現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。

①「出席停止期間:発症した後5日を経過するまで」の考え方

インフルエンザなどで、「発症した後5日」の場合の「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日(発熱が始まった日)は含まず、翌日を第1日と数えます(図1)。

図1



発熱の症状が出現

②「出席停止期間:解熱した後3日を経過するまで」の考え方

「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は日数には数えず、火曜(1日)、水曜(2日)、木曜(3日)の3日間を休み、金曜日から登園許可ということになります(図2)。

図2



③インフルエンザの出席停止期間の考え方

「発症後5日経過かつ解熱後3日経過」は、両方満たして登園可となります。例えば、図1で木曜日に解熱したとしても3日経過しての月曜ではなく、発症5日経過の火曜登園となります。

※ 厚生労働省「2012保育所における感染症対策ガイドライン(改訂版)」より

